

## 法務大臣表彰を受賞

人権擁護委員  
市井 幸夫氏 (土山町大野)



人権擁護委員の市井幸夫氏が、法務大臣表彰を受賞されました。

市井氏は、平成13年4月から人権擁護委員として活躍、現在は甲賀人権擁護委員協議会会長としてご活躍いただいています。

今後ともこれまで同様、市民の人権を擁護するため、ますますのご尽力をよろしくお祈りします。

昭和23年(1948年)に世界人権宣言が採択されたのを記念に、毎年12月10日を「人権デー」と定め、この日を最終日とする1週間を「人権週間」として、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を行っています。

市の人権擁護委員(敬称略)  
西村 泰雄(水口町新城)  
池田 仁美(水口町下山)  
森村シズ子(水口町中邸)

## 12月4日～10日 第63回 人権週間

### みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～

昭和中、市内でも人権擁護委員の皆さんによる特設人権相談、街頭啓発、巡回キャンペーンなどが行われます。皆さんもこの機会に人権

田中美代子(水口町宇川)  
竹崎 文雄(水口町泉)  
市井 幸夫(土山町大野)  
前田喜志江(土山町北土山)  
片山 澄子(土山町笹路)  
中本たみ子(甲賀町神)  
一宮 祥子(甲賀町小佐治)  
富山 朝司(甲賀町油日)  
田中 義人(甲賀町野川)  
伊室 信子(甲賀町寺庄)  
木村 功(甲賀町野田)  
中島 清美(信楽町柞原)  
豊田いづみ(信楽町江田)  
黄瀬 忠幸(信楽町宮町)



## 家畜(牛、豚、鶏など)の 小規模飼養者の皆さんへ

家畜伝染予防法が今年4月に改正されました。この改正に伴い、家畜の所有者に最低限守っていただくべき飼養衛生管理の基本となる事項をとりまとめた「飼養衛生管理基準」が見直され10月1日から施行されました。対象となる家畜の所有者は、小規模であっても「飼養衛生管理基準」を遵守する必要があります。

これにより、報告対象家畜(右表)を、1頭(羽)以上飼育するかたは、毎年、飼育している家畜の種類および頭羽数等について県知事へ報告する義務が生じました。

平成23年度については10月1日現在の状況を最終12月15日までに報告することが必要ですの

で、下表の家畜を飼育されている方は農業振興課農産係までお問合せ下さい。

※「飼養衛生管理基準」・「報告様式」については市HPに掲載しておりますのでご参照ください。

〈報告対象家畜〉

牛・水牛・馬・鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし・鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥・だちょう以上15種類の家畜を1頭(羽)以上飼育する者

問い合わせ 農業振興課 農産係  
☎65-0712 ☎63-4592

## 12月請求分より水道料金を改定しました

8月1日号でお知らせしましたとおり、12月請求分(10月～11月使用分)より平均6・5%の水道料金の改定を実施します。

将来にわたり安全で安定した水道水を供給するため、必要最小限の料金の引き上げを行います。

なお、今回の改定は水道料金のみで、下水道料金はこれまでどおりです。

### ◎水道料金表(税込)

メーター口径及び用途	改定料金		超過料金(2か月あたり1㎡につき)
	基本料金(2か月あたり)	料金(円)	
13mm	20㎡まで	2,709	20㎡以下の水量 178.5円
20mm	6,657		
25mm	10,374	20㎡を超え、40㎡以下の水量 199.5円	
30mm	14,826		
40mm	27,174	40㎡を超え、100㎡以下の水量 225.75円	
50mm	42,000		
75mm	93,912	100㎡を超え、200㎡以下の水量 246.75円	
100mm	165,585		
150mm	375,690	200㎡を超える水量 267.75円	
200mm	657,468		
公共用(非住宅用)	10㎡まで	1,354	
臨時用	該当口径の2倍		267.75円

### 料金計算例 メーター口径13mm(円)

使用水量	新料金	改定前料金	引き上げ額
20㎡	2,709	2,541	168
30㎡	4,494	4,221	273
40㎡	6,279	5,901	378
50㎡	8,274	7,791	483
60㎡	10,269	9,681	588
70㎡	12,526	11,781	745
80㎡	14,784	13,881	903
90㎡	17,041	15,981	1,060
100㎡	19,299	18,081	1,218

問い合わせ  
上水道業務課  
☎86-8014 ☎86-8032

## 冬季の水道管の凍結に注意

冬季間に水道管が凍結すると水が使えない場合や、水道管が破損する場合があります。水道配管は原則として土の中に埋設することとし、やむを得ない場合は保温材(布やフェルト等)で適切な防寒処置を講じましょう。

なお、水道管が凍結したときは、直接火で暖めることは火災や水道管を破損する危険があるので絶対に避けてください。お湯で温めるときは凍結した管の外側を布等で覆いゆっくりとお湯を注ぎましょう。急激に熱湯をかけると給水用具を破損させることがあるので注意しましょう。

もし、宅内配管が破損したときは、元栓(メーターボックス内のバルブ)を閉めて、すぐに甲賀市指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。

問い合わせ  
上水道工務課  
☎86-8016 ☎86-8032

## 国民健康保険加入の皆さんへ ジェネリック医薬品の差額通知を送付します

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、これまで効き目や安全性が実証されてきた薬(先発医薬品)と同等の効果を保持し、国が認めた薬です。ジェネリック医薬品は先発医薬品に比べ、費用が安く済みます。

そこで、甲賀市国民健康保険は、ご加入の被保険者の方の参考のため、みなさんが現在医療機関から受給される薬と比べ、どれくらい費用が安くなるのかを比較したお知らせ(差額通知)を送付します。

通知を参考の上、ジェネリック医薬品の利用を希望される方は、受診されている医療機関へ申し出ることで、その

利用について相談のつもりで、希望するが自分では伝えにくいという方は「ジェネリック医薬品お願いカード」を提示されることで利用希望の意思表示をしたこととなります。(「お願いカード」は保険年金課・旧支所の地域市民センターに備え付けています。医療費の効果的な利用のためにも、差額通知が届いたら、必ず内容をご確認いただきますようお願いいたします。

問い合わせ  
市民環境部保険年金課  
☎65・0712  
☎63・4592

## 国民宿舎かもしか荘 リニューアルによる閉館のお知らせ

国民宿舎かもしか荘は、建築後42年を経過し、老朽化により、この度建て替え工事のため、かもしか温泉を含め11月末をもって、一時、閉館することとなりました。

リニューアルオープンは、平成25年度中を予定しています。長年のご利用に感謝するとともに、新しい施設についてもご愛顧賜りますようお願いいたします。

問い合わせ  
観光戦略推進室  
観光戦略推進係  
☎65-0708 ☎63-4087